

茨城県森林計画関係資料取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、地域森林計画の策定に当たって作成した資料の取扱いについて、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）、測量法（昭和24年法律第188号）及び茨城県個人情報保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(森林計画関係資料の種類)

第2 この要領において、「森林計画関係資料」とは、法第5条第1項の規定に基づく地域森林計画の策定に当たって作成した資料であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 森林簿
- (2) 森林基本図
- (3) 森林計画図
- (4) 5条森林図
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 林政課長が別に指定する資料

2 森林計画関係資料の配備及び公開

森林計画関係資料は、林政課、農林事務所林業振興課（林業指導所を含む）及び市町村林務担当課に配備する。

また、森林計画関係資料のうち、個人情報（森林所有者氏名及び氏名コード）を含まない森林簿及び森林計画図を茨城県オープンデータカタログで、森林計画図及び5条森林図をいばらきデジタルまっぷで公開する。

なお、前項(6)、(7)に掲げる資料の公開については、別に定める。

(森林簿の取扱い)

第3 閲覧

個人情報を含む森林簿の閲覧を希望する次の(1)から(3)に掲げる者は、別紙様式1によりあらかじめ林政課長若しくは当該森林を管轄する農林事務所林務担当部門長（以下「各農林事務所林務担当部門長」という。）に申請し、別紙様式2により承認を得なければならない。

(1) 次のア及びイ以外の行政機関

ア 茨城県林務関係機関

農林水産部林政課（以下「林政課」という。）、農林水産部林業課、各農林事務所企画調整部門振興・環境室林業振興課（県北農林事務所においては林務部門）

イ 各市町村林務担当課

(2) 森林所有者等又はその代理人

ただし、申請者が当該森林の森林所有者等又はその代理人であることを確認できた場合に限る。

(3) 森林組合又は造林業者及び素材生産業者等の林業の事業主体（以下「民間事業体」という。）

ただし、当該申請の目的が法第11条第1項、法第12条第1項又は第2項に基づく森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）の作成又は変更であり、かつ当該森林組合及び民間事業体が個人情報の保護を遵守する体制にあることを確認した場合（個人情報保護管理者の記名及び個人情報保護に係る内部規定の提出）に限る。

2 写しの交付

個人情報を含む森林簿の写しの交付を希望する次の(1)から(3)に掲げる者は、別紙様式1によりあらかじめ林政課長若しくは各農林事務所林務担当部門長に申請（(3)に掲げる者は、別紙様式3個人情報保護に関する誓約書を添付）し、別紙様式2により承認を得なければならない。

ただし、承認を受けた内容について、他人に閲覧、複製及び譲渡してはならないこととする。

なお、林政課長若しくは各農林事務所林務担当部門長が特に必要と認める場合を除き、茨城県林務関係機関及び(1)から(3)に掲げる者以外には写しを交付しないものとする。

(1) 茨城県林務関係機関以外の行政機関

(2) 森林所有者等又はその代理人

ただし、申請者が当該森林の森林所有者等又はその代理人であることを確認できた場合に限る。

(3) 森林組合及び認定事業体（林業労働力の確保の促進に関する法律第5条により林業事業体改善計画を策定し、知事の認定を受けた事業体）

ただし、当該申請の目的が森林経営計画の作成又は変更であり、かつ当該森林組合及び認定事業体が個人情報の保護を遵守する体制にあることを確認した場合に限る。

（森林基本図及び航空レーザ測量成果の取扱い）

第4 複製

森林基本図及び航空レーザ測量成果を、測量法第43条に基づき複製（森林基本図及び航空レーザ測量成果を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるための複製）したい者は、別紙様式1によりあらかじめ林政課長若しくは各農林事務所林務担当部門長（航空レーザ測量成果を除く）に申請し、別紙様式2により承認を得なければならない。

ただし、航空レーザ測量成果の複製は、当該申請の目的が行政事務、森林施業又は学術研究等で、適切な森林管理に資すると認められる場合に限る。

なお、林政課長若しくは各農林事務所林務担当部門長は、次の(1)から(5)に該当する場合、承認しないものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの

(2) 公の秩序若しくは善良な風俗に反する目的又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製することが明らかなもの

(3) 複製しようとする森林基本図及び航空レーザ測量成果が、申請された複製の目的に照らして適切でないもの

(4) 複製の作業方法が不適切で、測量成果としての精度が確保されないもの

(5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、林政課長若しくは各農林事務所林務担当部門長が特に承認してはならないと認めるもの

また、承認にあたっては次のアからオの条件を付すこととする。

ア 森林基本図は、申請書記載内容のとおり利用すること。

イ 成果品には、次の字句を見やすいところに必ず明示すること。

「この_____は、茨城県林政課作成の_____を複製したものである。

（ 年 月 日付 第 号）」

ウ 成果品を作成したときは、速やかに当該成果品を1部提出すること。

エ 成果品をホームページに掲載して公表したときは、速やかに当該ホームページアドレスを報告すること。

オ 林政課長若しくは各農林事務所林務担当部門長が成果品に関して報告を求めたときは、これに応じなければならない。

カ 資料の取扱にあたり、本取扱要領、その他関連規定を遵守することとし、違反した場合は資料を利用停止、破棄するとともに、県及び第三者に損害が生じた場合は賠償に応じなければならない。

2 使用

森林基本図及び航空レーザ測量成果を、測量法第44条に基づき使用（森林基本図及び航空レーザ測量成果を用いて測量を実施すること）したい者は、別紙様式1によりあらかじめ林政課長若しくは各農林事務所林務担当部門長（航空レーザ測量成果を除く）に申請し、別紙様式2により承認を得なければならない。

ただし、航空レーザ測量成果の使用は、当該申請の目的が行政事務、森林施業又は学術研究等で、適切な森林管理に資すると認められる場合に限る。

なお、林政課長若しくは各農林事務所林務担当部門長は、次の（1）及び（3）に該当する場合、承認しないものとする。

(1)申請手続が法令に違反しているもの

(2)当該森林基本図及び航空レーザ測量成果を使用することが測定の正確性を確保する上で適切でないもの

(3)上記(1)及び(2)に掲げるもののほか、林政課長若しくは各農林事務所林務担当部門長が特に承認してはならないと認めるもの

また、承認にあたっては次のアからオの条件を付すこととする。

ア 森林基本図は、申請書記載内容のとおり使用すること。

イ 成果品には、次の字句を見やすいところに必ず明示すること。

「この_____は、茨城県林政課作成の_____を使用したものである。

（ 年 月 日付 第 号）」

ウ 成果品を作成したときは、速やかに当該成果品を1部提出すること。

エ 成果品をホームページに掲載して公表したときは、速やかに当該ホームページアドレスを報告すること。

オ 林政課長若しくは各農林事務所林務担当部門長が成果品に関して報告を求めたときは、これに応じなければならない。

カ 資料の取扱にあたり、本取扱要領、その他関連規定を遵守することとし、違反した場合は資料を利用停止、破棄するとともに、県及び第三者に損害が生じた場合は賠償に応じなければならない。

（別に指定する資料の写しの交付）

第5 林政課長が別に指定する資料の写しの交付を希望する者は、別紙様式1によりあらかじめ林政課長に申請し、別紙様式2により承認を得なければならない。

（留意事項）

第6 森林計画関係資料は、地域森林計画策定の基礎資料及び当該計画実行上必要な指導指針を得ることを目的として、空中写真の判読等による間接調査法及び目測を主体とする現地調査法により作成したものであり、その記載内容は、土地に関する諸権利や面積、森林の現況を証明するものではない。

- 2 森林計画関係資料を閲覧、複製及び使用等しようとする者は、第1項に掲げる事項について了承したうえ、閲覧、複製及び使用等するものとする。なお、写しの交付、複製、使用等は原則として電子データによるものとし、交付に必要となる費用は申請者の負担とする。
- 3 森林計画関係資料は、森林所有者等の個人情報等が流出することのないよう十分に留意して保管し、毀損又は紛失等のないよう適切に管理しなければならない。
- 4 森林計画関係資料の複製、使用及び写しの交付の承認を受けた者は、申請書に記載した以外の目的で利用及び第三者への提供を行ってはならないものとする。
- 5 申請者が森林計画資料を適切に管理していないと林政課長が認める場合、林政課長は申請者に対して資料の利用停止、破棄をさせるとともに、県及び第三者に損害が生じた場合は申請者が賠償に応じなければならない。

付 則

この要領は、平成21年6月23日から実施する。

付 則

この要領は、平成22年10月14日から実施する。

付 則

この要領は、平成23年8月31日から実施する。

付 則

この要領は、平成25年9月11日から実施する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和元年6月24日から実施する。

付 則

この要領は、令和2年12月24日から実施する。

森林計画関係資料複製等申請書

年 月 日

殿

申請者	住所
	氏名
	TEL ()
	FAX ()
担当者名	

次のとおり、森林計画関係資料の複製等を申請します。なお、資料の取扱にあたり、茨城県森林計画関係資料取扱要領、その他関連規定を遵守し、違反した場合は資料を利用停止、破棄するとともに、県及び第三者に損害が生じた場合は賠償に応じることを誓約します。

以下の該当する項目に○を付けてください。

申請者区分	1：森林所有者 2：その他 ()
申請資料	1：森林簿 2：森林基本図 3：航空レーザ測量成果 4：その他 ()
申請区分	1：閲覧 2：写しの交付 3：複製（測量法第43条） 4：使用（測量法第44条）
森林の所在 (地番等)	
使用目的 (具体的に記載すること)	
添付書類等	<input type="checkbox"/> 当該森林の位置が確認できる図面 (該当する林小班を確認できる森林計画図等)
	<input type="checkbox"/> 当該森林の所有者又は代理人であることを証する書類 (森林簿の交付申請を行う場合)
	<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する誓約書(様式3) (森林組合又は認定事業者が森林簿の交付申請を行う場合)

※1 申請者は、資料を受領するために必要な光ディスク(CD-R等)及び返信用封筒を提出すること。

※2 窓口での直接受け渡し、電子メールによる受領等を希望する場合には、別途、申し出ること。

森林計画関係資料複製等承認書

第 号
年 月 日

殿 (承認者職)

次のとおり、森林計画関係資料の複製等を承認します。

資 料	1：森林簿 2：森林基本図 3：航空レーザ測量成果 4：その他（)
申請区分	1：閲覧 2：写しの交付 3：複製（測量法第43条） 4：使用（測量法第44条）
森林の所在 (地番等)	

※注意事項

- (1) 承認を得た内容について、他人に閲覧、複製又は譲渡してはならない。
- (2) 申請書記載内容のとおり利用すること。
- (3) 森林計画関係資料は、地域森林計画策定の基礎資料及び当該計画実行上必要な指導指針を得ることを目的として、空中写真の判読等による間接調査法及び目測を主体とする現地調査等により作成したものであり、その記載内容は、土地に関する諸権利や面積、森林の現況を証明するものではない。
- (4) 測量法第43条又は44条に基づき、森林基本図及び航空レーザ測量成果を使用・複製する場合は以下の事項に注意すること。
 - ・ 成果品には、次の字句を見やすいところに必ず明示すること。
 「この は、茨城県林政課作成の を使用・複製したものである。
 (年 月 日付 第 号)」
 - ・ 成果品を作成したときは、速やかに当該成果品を1部提出すること。
 - ・ 成果品をホームページに掲載して公表したときは、速やかに当該ホームページアドレスを報告すること。
 - ・ 林政課長が成果品に関して報告を求めたときは、これに応じなければならない。
- (5) 資料の取扱にあたり、茨城県森林計画関係資料取扱要領、その他関連規程を遵守することとし、違反した場合は資料を利用停止、破棄するとともに、県及び第三者に損害が生じた場合は賠償に応じなければならない。

殿

住 所
氏 名

個人情報保護に関する誓約書

当組合（社）は、個人情報保護法とプライバシー権の理念に則り、入手した個人情報に関して、次のとおり取扱うことを誓約し、正本を提出します。

（定義）

第1条 本誓約書において、個人情報とは、森林所有者に関する情報であつて、当該情報に含まれる森林の所在地、面積、氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。

2 本誓約書において、本人とは個人情報によって識別される特定の個人をいいます。

（法令等の遵守）

第2条 当組合（社）は、貴県より提供を受けた個人情報の取扱いについては、関係法令（個人情報保護法・不正競争防止法・刑法など）を遵守し、プライバシーの権利を尊重して扱うことを保証いたします。

2 貴県が定めた茨城県個人情報の保護に関する条例を遵守いたします。

3 当組合（社）が貴県に提供する個人情報があった場合、不正に入手、または、不正に取扱いをしたものではないことを保証いたします。

（規律維持）

第3条 当組合（社）は、個人情報の取扱いに従事する職員（従業者）の教育指導に万全を期し、秩序規律および風紀の維持に責任を負い、当該職員（従業者）に対する必要かつ適切な監督を行い、秩序ある業務処理に努めるものとします。

(個人情報保護義務)

第4条 当組合(社)は、貴県から提供された個人情報の取扱いについて、個人情報保護法で認められた場合以外には、利用目的の達成に必要な範囲を超えて扱いません。

2 当組合(社)は、貴県から提供された個人情報の取扱いについて、個人情報保護法で認められた場合以外には、第三者への漏洩を行わず、かつ、提供の目的の範囲外の使用を行いません。さらに、個人情報保護法で認められた場合以外には、当組合(社)は加工・利用・複写・複製を行いません。個人情報の移送、保管、処理等の各段階において当該情報が滅失、毀損、漏洩することのないような万全の管理を行います。

3 当組合(社)は、貴県から提供されて利用または保有する個人情報について、本人から貴県に対し開示、訂正、利用停止または消去を求められた場合、個人情報保護法上の例外の場合を除き、貴県の求めに応じるものとします。個人情報保護法上の例外のため求めに応じない場合は、本人または貴県に理由を説明するものといたします。

(個人情報の取扱い状況の確認)

第5条 当組合(社)は、貴県の求めに応じて、本誓約書に関する個人情報の取扱いの状況について報告いたします。

2 貴県は、必要に応じて、事前に通知のもと、本誓約書に関する個人情報の取扱い状況の管理のため、当組合(社)の事務所に立入って、検査を行うことができるものとします。当組合(社)は貴県の検査に協力するものといたします。

(事故処理)

第6条 当組合(社)は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合、直ちに適切な処置を取り、貴県に報告し、必要な指示を受けるものとします。

2 前項により、貴県と本人との間に訴訟・紛争が生じた場合において、損害賠償を含む一切の費用負担は当組合(社)にあるものとします。ただし、その漏洩責任が貴県にある時は、漏洩責任割合に応じて負担いたします。

(損害賠償)

第7条 この誓約書の履行にあたって当組合(社)の責に帰する事由により貴県に損害が生じたときは、当組合(社)はその損害を賠償いたします。

以上